

随意契約を前提とした見積依頼です。

提出された有効な見積書のうち、最低価格(消費税込み)を提示された事業者を契約相手方といたしますので、参加を希望される場合は、以下の留意事項をご確認ください。

【留意事項】

1 見積合せに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 「消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) (1)～(3)の他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。
- (5) 役務の提供等の調達については、業務内容の性質に応じて履行体制等を確認させていただく場合があります。

例) 令和7・8・9年全省庁統一参加資格「物品の販売」C、D など。設定がない場合は「なし」と記載します。

参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書、及び見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の送付先

消費者庁総務課管理室(物品)用度・営繕係(役務)契約係

(電話:03-3507-9249 住所:〒100-8958 東京都千田区霞が関 3-1-1)

※参加を希望される場合は、上記連絡先にお電話いただき、「〇〇のオープンカウンタの件」とお伝えください。担当者より仕様書等をお渡しいたします。

※見積書を郵送する場合は締切日必着とし、封筒の表に「オープンカウンタ見積書在中」と必ず朱書きで記載願います。

3 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格(消費税込み)を提示された事業者を契約相手方といたします。

見積額は、各案件において特段の指示の無い場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価(消費税込み)を記載してください。したがって、契約金額は、原則として見積書に記載された金額(消費税込み)となります。

4 見積合せ結果の公表について

見積合せの結果については、後日、消費者庁ホームページに掲載します。

5 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徴取又は指定の契約書を作成します(契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場合があります。)

6 その他

- (1)同価見積があった場合は、予算決算及び会計令第 83 条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (2)参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (3)見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (4)契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

以上